

○宮崎大学医学部附属病院連絡会議規程

〔平成24年3月28日  
制 定〕

改正 令和3年3月17日 令和5年1月18日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部附属病院における病棟及び外来の運営に関する課題や意見を検討・集約しボトムアップする場、かつ院内の情報を共有する場として、宮崎大学医学部附属病院連絡会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病床の効率的運用に関すること。
- (2) 病棟間及び関連部門との連絡調整に関すること。
- (3) その他病棟運営に関すること。
- (4) 外来診療の効率的運用に関すること。
- (5) 外来診療及び関連部門との連絡調整に関すること。
- (6) その他外来運営に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 病院長
  - (2) 副病院長
  - (3) 病棟医長
  - (4) 外来医長
  - (5) 中央診療施設等の副部長及び副センター長
  - (6) 副薬剤部長から1人
  - (7) 副看護部長から1人
  - (8) 看護師長
  - (9) 事務部各課長（医療人育成課長を除く。）
  - (10) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第9号の委員が出席できないときは、代理の者を出席させるものとする。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、病院長又は前条第1項第3号から第5号までの委員のうちから病院長が指名した者をもって充てる。

- 2 議長が不在のときは、前条第1項第3号から第5号までの委員のうちから病院長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、毎月1回開催する。ただし、病院長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第7条 会議の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部附属病院病棟委員会規程は廃止する。

附 則  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。